

○財務省告示第四十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年一月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第五百

二 発行の根拠 十一回）

の法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下





$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 37}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、三・一五を乗じた金額(一)の算式に非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十四 初期利子

平成二十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額  
 十七 償還金額  
 十八 元利支

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。平成十四年十二月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

二十 十九

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平成 財務  
二十 大臣  
七年 から  
一月 通知  
二十六 を  
日 受けた  
者